



経理の窓 6月号

平成28年6月1日号

梅雨入り前の貴重な晴れ間という、天気ニュースの見出し、いつの間にかたまる雑誌類や使わなくなったものも片付けて、すっきりさわやかにしたいです。

今月の 税務 総務	法人 : 4月決算法人の確定申告と納付 個人 : 市・県民税の第1期分の納付 社会 : 労働保険の申告と納付 (7月11日迄) 保険 : 健康保険・厚生年金の算定基礎届 (7月10日迄)
--------------------------	--

平成28年度 法人税・個人の事業所得関係の主な税制改正内容

国税庁のホームページに、『平成28年度法人税関係法令の改正の概要』『平成28年分所得税の改正のあらまし』が掲載されました。法人税及び個人の事業所得関係の改正のなかから、おもな改正のポイントをまとめます。

●減価償却資産の償却方法の見直し

平成28年4月1日以後に取得する建物の附属設備及び構築物の償却方法について、定率法が廃止され、定額法に一本化されました。

鉱業用減価償却資産のうち、建物、建物附属設備及び構築物についても、定率法が廃止され定額法または生産高比例法から選択することとなりました。

取得年月日	～H10/3/31	H10/4/1～	H19/4/1～	H24/4	H28/4/1～
建物		旧定額法	定額法		
建物附属設備					定額法
構築物	旧定額法	旧定額法	定額法	定額法	定額法
機械装置	または	または	または	または	
工具器具備品	旧定率法	旧定率法	250%定率法	200%定率法	定額法
車両運搬具					または 200%定率法

●中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例

適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。

常時使用する従業員の数が1000人を超える法人は適用対象外になりました。

●環境関連投資促進税制の見直し（平成28年4月1日以後取得したものについて）

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の見直しが行われ、その取得等の期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。

- ・ 風力発電設備について即時償却の廃止
- ・ 対象資産から売電用の太陽光発電設備を除外し、自家用の同設備を追加
- ・ 税額控除の対象資産から車両運搬具（電気自動車等）を除外

●雇用促進税制の見直し

雇用者の数が増加した場合の特別控除制度について、増加雇用者数の範囲について見直しが行われ、適用期限が2年延長されました。

雇用者給与等支給額が増加した場合（所得拡大税制）との重複適用が認められました。その場合、一定の調整計算が行われます。

《法人税の改正》

●法人税率・法人事業税等の税率が改正されました。

●欠損金の繰越控除限度割合の見直し

大法人の欠損金の控除限度額が引き下げられました。中小法人等については、今まで通り、全額控除できます。

●地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

青色申告法人が、改正地域再生法の施行の日（平成28年4月20日）から平成32年3月31日の間に、地域再生法の認定地方公共団体に、地域再生法の認定地域再生計画に記載された、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合、全額損金算入に加えて税額控除ができることとされました。

適用を受けるためには、確定申告書等に計算明細書の添付と特定寄附金に該当することを証する書類の保存の必要があります。

法人事業税、法人住民税、法人税に税額控除の適用があり、控除額の上限もあります。



●通勤手当の非課税限度額が月額15万円に引き上げられました。

所得税の改正で、通勤手当の非課税限度額が10万円から15万円に引き上げられました。平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当から適用されます。

下記について、最高限度が、15万円になります。

- ①交通機関又は有料道路を使用している人に支給する通勤手当
- ②交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券
- ③交通機関及び有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券の合計額

*自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当の非課税限度額は、改正前と同じです。

《お知らせ》

来月7月10日は、源泉所得税の特例納付の事業者様の納付期限です。

1月から6月の源泉所得税を納付します。

有限会社たべい 電話043-422-5836 FAX043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>